

## 第 13 章 特定施設水道連結型

### スプリンクラーについて

#### 1. 給水装置工事の事前協議について

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備には、消防法の規定により必要な事項があるため、必ず消防設備士の指導の下に設置すること。
- (2) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する場合、給水方式及び口径にかかわらず全て事前協議を行なうこと。

#### 2. 設置基準について

- (1) 水道直結型スプリンクラー設備は、型式によらず給水装置の構造及び材質の基準に適合するものを設置すること。
- (2) 湿式の場合（設備内に常時、水が充填されているもの。※図 13-2-1 参照。）
  - ア. 管末に給水栓を設けて停滞水のないように配管すること。（ループ配管は認めません。）
  - イ. この場合の給水栓はなるべく使用頻度の高い水栓（トイレの洗浄水栓など）にする。
  - ウ. スプリンクラーヘッドは、日常的に水が流れる配管に直接取り付けること。
- (3) 乾式の場合（設備内に平時は水が充填されていないもの。※図 13-2-2 参照。）

給水管からの分岐点に、停滞水が逆流しないように逆止弁を設置すること。
- (4) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与えるおそれのある場合は、防露措置を行うこと。
- (5) 既存の給水装置の給水方式が直結式で、特定施設水道連結型スプリンクラーを消火用水槽方式で設置する場合、その分岐点に停滞水が逆流しないように逆止弁を設置すること。（※図 13-2-3、図 13-2-4 参照。）
- (6) 消火用水槽式スプリンクラーについては、同一敷地内若しくは隣接する土地で、複数の建物に 1 つのスプリンクラー設備でまかなう事は可能とする。それぞれの建物に給水装置が設置してある場合でも同様とする。ただし、事前に消防署とも協議を行い承諾をもらうこと。（図 13-2-5 参照。）

※1 つのタンクで受水槽と消火用水槽を兼ねる場合は適用しない。

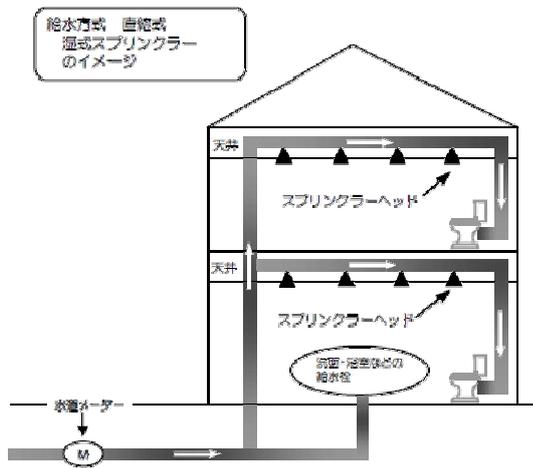


図 13-2-1

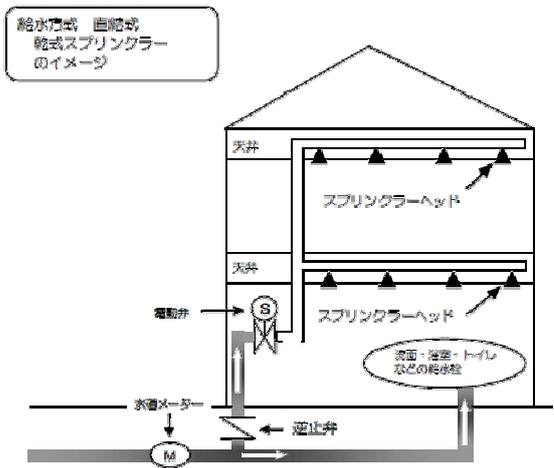


図 13-2-2

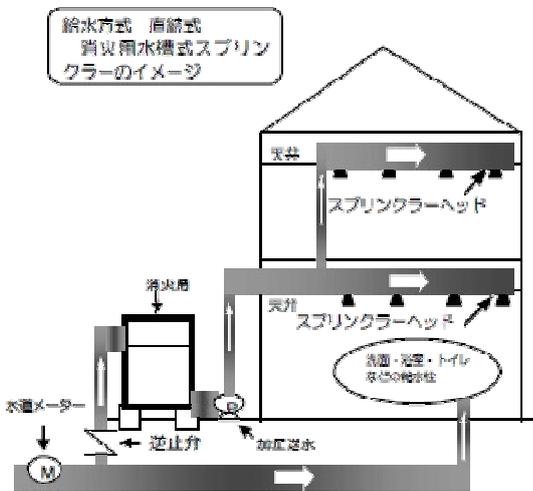


図 13-2-3

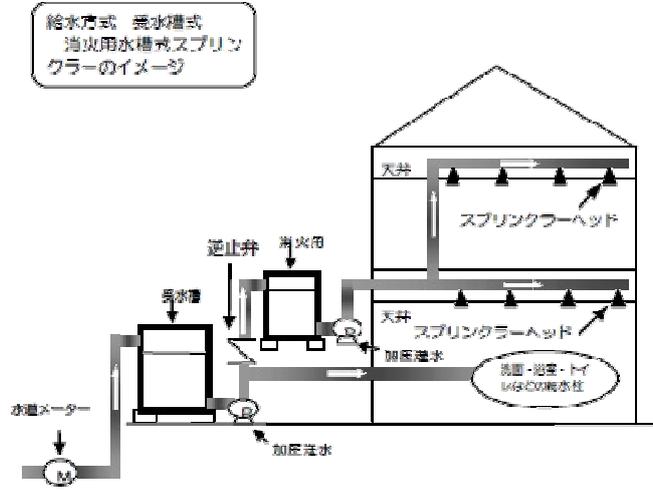


図 13-2-4

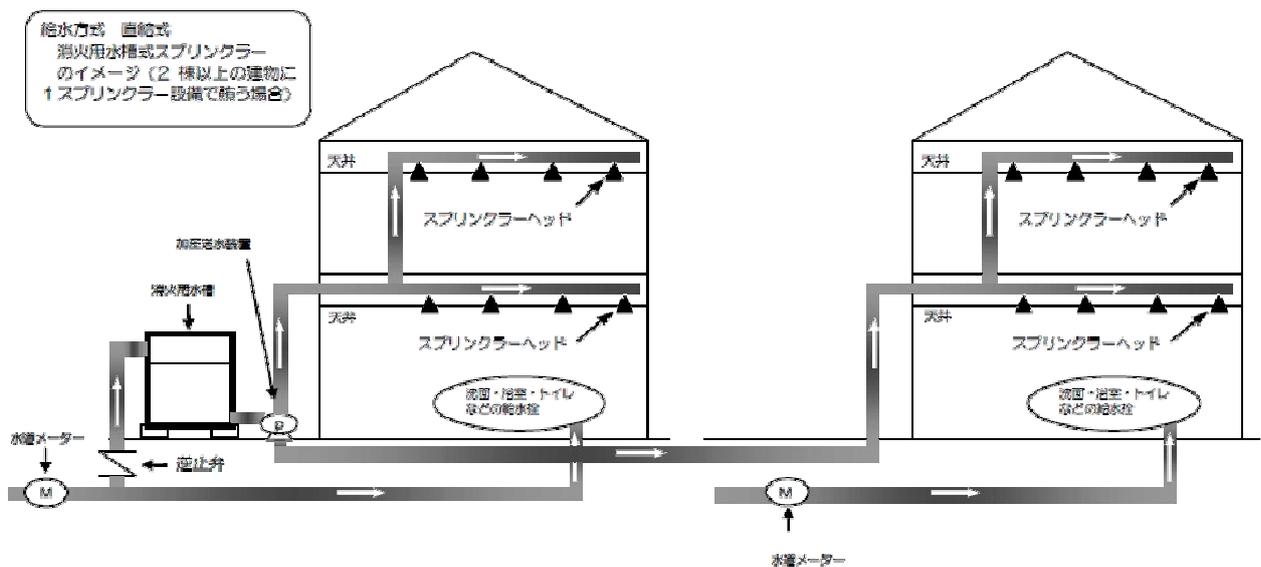


図 13-2-5